

議提第7号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年11月27日

小松島市議会議長 出口憲二郎 殿

提出者	小松島市議会議員	池 淵 彰
	〃	前 川 英 貴
	〃	井 村 保 裕
	〃	廣 田 和 三
	〃	津 川 孝 善

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の170」を「100分の165」に改め、同項第2号中「100分の136」を「100分の131」に改め、同項第3号中「100分の102」を「100分の97」に改め、同項第4号中「100分の51」を「100分の46」に改める。

第2条 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の165」を「100分の167.5」に改め、同項第2号中「100分の131」を「100分の133.5」に改め、同項第3号中「100分の97」を「100分の99.5」に改め、同項第4号中「100分の46」を「100分の48.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。